

丸亀市生涯学習人材バンク登録要項

令和4年6月28日制定

令和6年4月1日改正

1 目的

この要項は、多様な生涯学習に対応した学びの機会の充実を図り、学んだ知識や技能を地域に還元し、地域課題の解決等につなげていくことを目的とする「丸亀市生涯学習人材バンク登録制度」（以下「人材バンク」という）に関して必要な事項を定めるものです。

2 登録要件

人材バンクに登録できる人は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

1. 生涯学習活動に関する講師及び指導者として、ボランティア活動をする意思があること
2. 生涯学習に関する知識、技能、経験等があり、地域の方々の依頼に応じて指導等が可能であること
※免許や資格の有無は問いません。
3. 登録を申請した日の年齢が、満18歳以上であること
4. 政治、宗教、営利及び選挙活動等、公序良俗に反するような活動でないこと
5. 講師への謝金は原則1回あたり上限7,000円までとすること

※ただし、講師と利用者で合意がなされた場合はこの限りではありません。

3 登録申込方法等

人材バンクへの登録を希望する場合は、「丸亀市生涯学習人材バンク登録申込書(兼掲載承諾書)(様式第1号)」(以下「登録申込書」という)に必要な事項を記入のうえ、メール、FAX、持参にて丸亀市まなび文化課まで提出してください。申込書中※印のついている項目は、人材情報として丸亀市ホームページ等において公表されます。なお、提出していただいた申込書は返却しません。

4 登録の完了

登録完了の連絡はしません。登録申込書に不備がある場合は問い合わせする場合があります。

5 登録期間

登録は年度ごとに行うこととし、登録期間は受付日の属する月の翌月1日から翌年度5月31日までとします。

6 登録情報の取り扱い

人材バンクに登録していただいた情報(以下「登録情報」という)を、市等において次に掲げる範囲で使用します。

1. 人材バンクに関する連絡のため
2. 登録者等への情報発信のため

3. 瀬戸内中讃定住自立圏域内（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）の自治体及び市内コミュニティ、学校等と情報共有し、学びや体験活動に携わる実践人材情報として活用するため
4. その他連絡調整に必要なとき

7 登録情報の変更

登録情報に変更がある場合は、変更が生じた日から3か月以内に、「丸亀市生涯学習人材バンク登録（変更・抹消）届出書（様式第2号）」をまなび文化課まで提出してください。

8 登録の継続

翌年度も人材バンクへの登録継続を希望する場合は、有効期限が切れる前に新たな申込書をまなび文化課まで提出してください。

9 登録の抹消

人材バンクからの登録抹消を希望する場合は、「丸亀市生涯学習人材バンク登録（変更・抹消）届出書（様式第2号）」をまなび文化課まで提出してください。また、以下の項目に該当すると市が判断する場合は、人材バンクから登録情報を抹消することができるものとします。

1. 登録要件を満たさなくなったとき
2. 新たな申込書が提出されなかったとき
3. 活動の実態又は実績が認められないとき

10 人材バンク利用の流れ

人材バンクの登録情報を利用する場合は、以下の流れとします。

1. 登録者検索
2. 利用の依頼

依頼したい登録者がいる場合は、まなび文化課へ「丸亀市生涯学習人材バンク利用申込書（様式第3号）」を提出してください。

事前に電話で問い合わせしていただいても対応できます。（まなび文化課 TEL0877-35-7628）

まなび文化課が講師に確認した後、依頼者に講師の連絡先を伝えますので、依頼者が日程、内容や謝金等について、講師と直接打ち合わせをしてください。

事業の実施後、利用者は「丸亀市生涯学習人材バンク活用事業実施報告書（様式第4号）」をまなび文化課へ提出してください。

11 留意事項

1. 登録しても活動依頼がかからない場合も考えられますので、あらかじめご了承ください。
2. 登録情報等の正確性及び目的への適合性等について、市が保証するものではありません。
3. 登録情報等に関し、登録者等と利用者との間に紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとします。